

令和7年度不用物品売却（廃棄自転車等）単価契約内訳書
（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

建設局自転車政策推進室

件名	不用物品売却（廃棄自転車等）
予定数量（見込）	自転車 約400台 原動機付自転車 約30台
契約期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
引渡場所	別紙「仕様書のとおり」
契約条件等	別紙「仕様書のとおり」
その他	

令和7年度不用物品売却（廃棄自転車等）に関する仕様書

建設局自転車政策推進室

(担当：水谷、飛永 075-222-3565)

本仕様書は、京都市自転車等放置防止条例（以下、「条例」という。）第7条に規定する自転車等のうち、「京都市撤去自転車リサイクル要領」に基づく売却手続を経ても買い手が付かなかった自転車及び原動機付自転車（以下「廃棄自転車等」という。）を売却するものである。売却等の要領については、下記のとおりであるので遵守すること。

記

1 売却する廃棄自転車等

京都市自転車政策推進室が条例の規定に基づき撤去し、条例第7条に規定する自転車等のうち、「京都市撤去自転車リサイクル要領」に基づく売却手続を経ても買い手が付かなかった廃棄自転車等。

2 引渡予定数量（見込）

自転車 約400台 原動機付自転車 約30台

※予定数量は令和5年度の実績を参考に算出したため、撤去状況等により増減する。

なお、大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

4 落札者の責務

落札者は、本市が進める自転車政策の趣旨・目的を理解し、廃棄自転車等売却事業の円滑な実施に協力しなければならない。

5 廃棄自転車等の引き取りについて

廃棄自転車等の引き取りは以下のとおり行うものとする。

(1) 廃棄自転車等は、落札者が三条千本保管所（中京区壬生天池町5-2）において引き取るものとする。ただし、保管所の新規開設及び閉鎖等により保管所の変更があった場合は、別途自転車政策推進室の指示に従うこと。

(2) 落札者は、事前に本市から指示する日時に本市が指示する廃棄自転車等全てを引き取るものとし、次に掲げる全てのことを遵守すること。

(ア) 引取作業は午前10時から午後4時までで、1時間程度とする。

- (イ) 引取りの頻度及び数量は、1箇月あたり1～2日程度、1日当たりの廃棄自転車等の数量は、10～30台程度を目途とする。
なお、場合により、前述した頻度及び数量を超え、又は下回る場合がある。
- (ウ) 引き取る廃棄自転車等の中には、損傷の程度が著しく、サドルやタイヤなどの部品がないものもある。
- (エ) 引取作業は、当該保管所の業務に支障を来たさないよう行うものとし、他の来所者の安全には十分注意すること。
- (オ) 当該保管所内で、引き取った廃棄自転車等の解体・整備等の行為を行ってはならない。
- (カ) 本市事業を担っていることを踏まえ、廃棄自転車等を引き取り後、輸送の際に、廃棄自転車等の過積載や輸送中の散乱などのトラブルを起こさないよう道路交通法等の関係法令を遵守すること。なお、法令違反や迷惑行為等に伴う、処罰やトラブル等について、本市は一切の責任を負わない。
- (キ) 廃棄自転車等を引き取るための車輛は全長600cm、全幅200cm以内とする。
- (ク) その他業務の詳細については、職員の指示に従うこと。

6 引き取り後の廃棄自転車等の取扱いについて

引き取った廃棄自転車等について、以下について遵守すること。

- (1) 落札者が本市から引き取った廃棄自転車等の解体等を行い、鉄くず等(金属スクラップ)として販売する場合、特段の制限はない。ただし、廃棄自転車等を廃棄処分する必要が生じた場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令等を遵守し、落札者において適切に処理しなければならない。
- (2) 落札者が本市から引き取った廃棄自転車等を整備し、販売し、又は他者へ譲渡等を行うに当たっては、自転車安全整備士又は自転車技士(旧自転車組立整備士)による点検・整備を行う等により、購入者が安全に利用できるよう努めること。合わせて、防犯登録を行い、この場合において旧防犯登録番号標が貼付されているときは、旧防犯登録番号標を除去すること。

7 立入検査

落札者が本仕様書の定めのとおり業務を行っていることを確認するために、落札者敷地内及びその他必要な場所に随時、本市職員が立ち入り、検査を行うことができるものとし、落札者はこれを拒むことができない。

8 報告

引き取った廃棄自転車等については、引取り日、引取先、廃棄自転車等の数量が分かる

よう一覧表を作成し、当月分をまとめて翌月5日までに、自転車政策推進室に提出すること。なお、一覧表の様式は落札者が決定したのちに送付する。

なお、本市から引き取った廃棄自転車等の運搬に使用する車両および運転手については車検証の写しおよび運転免許証の写しを提出すること。

9 見積書の提出

引き取った廃棄自転車等に係る見積書は、必ず当月分を翌月5日までに自転車政策推進室に提出すること。なお、見積書の様式は落札者が決定したのちに送付する。

10 売却代金の支払い

自転車政策推進室が発行する納入通知書により、発行の日から本市が指定する日までに代金を納入すること（代金後払い）。

11 契約の解除

次の各号に該当するときは、本市は契約を解除することができる。

- (1) 本仕様書に定める規定に反したとき。
- (2) 本市による改善要請にもかかわらず、京都市自転車等放置防止条例等の関係法令の定め反する行為を続けるとき。

12 その他

- (1) 本件業務の履行に伴う事故、負傷等に関して、本市は一切の責任を負わない。
- (2) 引き取った廃棄自転車等について、本市は瑕疵、損傷についての責任を負わない。
- (3) 引き取った廃棄自転車等については、国外で再利用する場合の制限はないが、手配車両であっても本市は一切の責任を負わない。
- (4) 売却する廃棄自転車等については、破損および部品が欠損したもの等が含まれることから、公告日の翌日から5日後までの間（ただし、京都市の休日を定める条例に定める休日は除く。）に下見を受け付ける。下見を希望する場合は前日までに自転車政策推進室（担当：水谷、飛永 電話：222-3565）に連絡のうえ、日程調整を行うこと。

なお、下見する保管所は、「三条千本保管所」とする。

- (5) その他のことについては、京都市契約事務規則を遵守すること。
- (6) 引取作業の要領については、本仕様書に基づき自転車政策推進室と契約業者とで事前に打合せを行う。